

第4章

ISSF 競技者資格
ISSF 商業上権利
ならびに
スポンサーシップ／広告
ルール

目 次

4.1	選手の資格
4.2	ISSF商業上権利
4.3	スポンサーシップおよび広告
4.4	選手の用具、衣服、付帯物品、履物へのマークの標示
4.5	メーカー識別表示のルール
4.6	スポンサーマークのルール
4.7	管理と処罰
4.8	認可

注：特定の情報を含む図や表は通番のルールに等しい効力を持つものとする。

※については国内適用規定も参照のこと。

重要注意：オリンピック大会においてはIOCルール50条（広告、実演および宣伝）および付則文書（認可標示に関するガイドライン）が適用されます。

4.1 選手の資格

- 4.1.1 I S S F 競技者資格ルールは、I S S F 選手権大会に参加する選手の資格について詳細を記すものである（I S S F G R 参照）。当ルールはI S S F 選手権大会で厳格に適用されなければならない。
- 4.1.2 I S S F はオリンピック憲章40条（参加資格コード）、41条（競技者の国籍）、50条（広告、デモおよび宣伝）およびそれらの条文の附則をI S S F 競技者資格ルールの基本条文として認識する。
- 4.1.3 I S S F 選手権大会に参加するためには、選手は、I S S F G R 3.6に従い、自身の所属するI S S F の正会員である各国競技団体を通して申し込まなければならない。オリンピック大会や大陸大会へは選手の所属する各N O Cを通して申し込む。
- 4.1.3.1 各国競技団体から申し込まれた選手は、選手の所属する各国競技団体の定めた手続きによって選考された者でなければならない。ただし、オリンピック大会に参加する選手については「オリンピック大会の射撃競技種目参加の特別規定：Special Regulations for the Participation in the Shooting Sport Events of the Olympic Games」についても適用を受ける（I S S F G R 附則Q）。
- 4.1.3.2 各国競技団体から申し込まれた選手は、オリンピック憲章ならびにI S S F G Rに従い、代表する国の国民でなければならない。
- 4.1.3.3 各国競技団体から申し込まれた選手は、不道徳なもしくはスポーツマンらしくない行動、特にドーピング、暴力行為、人種差別、違法な賭博行為の違反を犯している者であってはならない。
- 4.1.3.4 各国競技団体から申し込まれた選手は、当ルールに規定されるスポンサーや広告のためのI S S F ルールに違反している者であってはならない。
- 4.1.4 I S S F 選手権大会で競技する選手は、直接、間接を問わず、金銭または物品を、賞品としてまたは大会参加に対して受け取ることができる。ただし、オリンピック大会参加選手はいかなる財政的な支援も受けられない（オリンピック憲章、40条の付則）。
- 4.1.5 I S S F により否認されている競技会に、その事実を知りながら参加した選手に対しては、I S S F 理事会において決定された期間、I S S F 選手権大会に参加できなくなる場合がある。
- 4.1.6 I S S F 選手権大会でI S S F アンチドーピングルールまたはその他のI S S F ルールにより除外された選手を送り込んだ各国競技団体は、次期総会への出席の権利を除く全ての権利を失うものとする。
- 4.1.7 資格停止中の国内競技団体の国からの選手は執行員会の決定によりI S S F 選手権大会に参加することができるが、選手は各自の国旗ではなく、I S S F 旗の下で独立射撃選手団（Independent Shooting Participants：I S P）として競技しなければならない。
- 4.1.8 女性選手としての資格がアンドロゲン過剰症の可能性の疑義があり、そうであるという公式文書の請求が出された場合、I S S F の医事委員およびその他の専門家が女性のアンドロゲン過剰症の疑いのある事例を判断するために専門家委員会を構成する。
- 4.1.9 性成熟期後に性別適合手術を受けた選手がI S S F 選手権大会に参加するためにはI O C

によって発行された特定条件および基準を満たさなければならない。性別適合手術後のISSF選手権大会への参加請求は、選手により競技に先立って、ISSF医事委員会に行われなければならない。そしてISSF医事委員会およびその他の専門家はIOC基準を満たしているかどうかを判断することになる。

- 4.1.10 4.1.7 または 4.1.8 に関する判断に対しては国際スポーツ仲裁裁判所にのみ上訴できる。
- 4.1.11 関係する選手の尊厳とプライバシーを守るために、女性のアンドロゲン過剰症の事例（または潜在的事例）または性転換選手についての事例に関する調査請求、調査中に集まった情報、調査結果および判断は機密とされ、ISSFによって発表したり公開されることはない。

4.2 **ISSF 商業上権利**

4.2.1 **商業上権利の所有権と利用**

ISSF GR (3.12.3.11) に従い、ISSFは、オリンピック大会を除き、ISSF選手権大会およびその他のISSF公式行事（総会、会議など）に関する放送権、認可権、マーケティング権、商品化権、用品権およびその他の権利を保有する唯一の団体である。

ISSFは、オリンピック大会および大陸大会を除く、ISSF選手権大会における放送権、認可権、マーケティング権、商品化権、用品権を売る権利を持つ。

ISSFは、これらのガイドラインを根拠に、有償、無償に関わらず、ISSF選手権大会の組織委員会にこれらの権利の一部を与える決定ができる。そのような場合には大会組織委員会とISSFは契約を交わし条件の同意をする。

4.2.2 **ISSF ロゴ**

ISSF ロゴはISSFの独占所有物である。その使用に関しては、ISSFの事前承認を得る必要がある。ISSF ロゴの正式な形、色、フォントおよびその使用に関しては、ISSF本部にある、“ISSF Corporate Identity and Design” のガイドラインに記載してある。

4.2.3 **放送権およびその他のメディアに対する権利**

放送権とは、映像（それに関連した音声とともに）を、従来型の国内または家庭用テレビや映像を放送、配布するような新しく開発された装置へ、放送（ライブ、録画、ハイライトなど）することを含むがこれらのみ限定されるものではない。またそのようなメディアには、移動できる装置に記録やニュースを配信したり、それらの情報にアクセスできるようにするラジオ、ハイライト番組、オンライン、インターネットを含むがこれらのみ限定されるものではない。

ISSFは自身のウェブサイトを持ち、それや今後開発されうる電子装置を通じて商業上や通信の機会を利用していく。

4.2.4 **マーケティング権と広告ルール**

当ルールはISSF選手権大会のすべての公式行事（練習、競技、開会式、閉会式、表彰式）に適用される。

マーケティング権には、現存する、または、今後スポーツ競技会において開発されうる、すべての販売、認可、商品化の権利を含む。これらの権利の販売は広告やその他適正な利益を含むものである。

看板、旗、ポスターまたは他の物品に表示されている商標等については、当ルールに従って

いる場合、ISSF選手権大会において、選手の衣服や用具、射場内、射場設備に掲示することができる。

オリンピック大会の間中は、IOCルール、特にオリンピック憲章の広告、デモンストレーション、広告コードによって認められた広告以外の看板、旗、ポスター等による広告は許されない。オリンピック大会では商標等は許可されないため、取りはずすかまたは覆い隠されなければならない。覆い隠す場合、ISSFルールの厚さと固さに違反しないようにし、できれば同じ色の同じ素材で覆い隠すこと。

4.2.5 **射場内広告**

ISSF選手権大会の射場内での広告では選手の照準を妨げるような方法での標的設置領域への広告設置はできない。

ISSFはISSF選手権大会の行われる射場の主要な出入り口、公式スコアボード、および、公式採点モニター、標的枠、ピブ番号へのスポンサー表示を管理する権利を保有する。上記の広告スペースの場所の計画や大きさについてはISSFの事前承認を必要とする。利用できるスペースのすべてまたは一部を1社の広告代理店と一括で契約することはできる。代理店が決定した場合には、ISSF選手権大会または公認試合の3ヶ月前までに、事務局長あてに、代理店の名前と開催国の競技団体との契約の詳細を送付しなければならない。その他のすべての利用できる広告スペースによる利益は組織委員会のものとなる。

4.3 **スポンサーシップおよび広告**

4.3.1 スポンサーシップとは金銭、物品、サービスの形で選手に提供される選手本人あるいは所属団体への契約に基づく支援のことである。

4.3.2 当ルールはISSF選手権大会のすべての公式行事（練習、競技、開会式、閉会式、表彰式）に適用される。

4.3.3 各国競技団体は会社や商業組織とスポンサーシップ、用品提供、広告に関する契約を結ぶことができる。

4.3.4 個々の選手は個別のスポンサーシップ契約を会社や商業組織と結ぶことができる。

4.3.5 これらの契約は各国競技団体およびISSFのルールを尊重しなければならない。

4.3.6 スポンサーシップ契約では、選手の写真、名前、競技の様子を契約会社の広告媒体への掲載を許可することができる。

4.3.7 このような契約に基づく個々の選手への金銭の支払いは選手本人または各国競技団体に行うことができる。

4.4 **選手の用具、衣服、アクセサリ、履物のマークの掲示**

4.4.1 **商標（トレードマーク）**

商標（トレードマーク）とは、他社の物と区別するために、会社、製品、サービスに付けられた法的な検証としての固有の名称、シンボル、モットー、またはデザインのことである。

4.4.2 **コマーシャルマーク**

コマーシャルマークとは、競技中に使用される用具、付帯物品、衣服、履物に付けられた商標や商業表示などの目で見ることのできるもの全てのことである。コマーシャルマークは次の2種に区分される。

- 4.4.3 **メーカー識別表示**
メーカー識別表示とは、メーカー(商標主)がその製品の認証、製造者を明らかにする目的で、製品上に表示するメーカー名や商標のことである。
- 4.4.4 **製品技術識別標示**
製品技術識別表示とは用具に表示される、用具の開発や製造に用いられた生地や技術を識別するための技術識別標示(メーカー識別表示またはその一部を含まない)のことである。
- 4.4.5 **スポンサーマーク**
スポンサーマークとは、製品上のメーカー識別表示または製造技術識別表示以外の全ての商業的表示のことである。
- 4.5 **メーカー識別表示のルール**
- 4.5.1 **ISSF選手権大会における追加制限**
用具、衣服、付帯物品では1つにつき1個のメーカー識別表示が許される。銃の部品についてはそれぞれが用具と見なされる。
リアサイトに取り付けるタイプのブラインダーおよび帽子、射撃メガネ、ヘッドバンドに取り付けるタイプのフロントおよびサイドブラインダーへのメーカー識別表示は許されない。オリンピック大会についてはIOCが特別ルールを施行している。詳細はオリンピック憲章50条およびその附則に記載してある。
- 4.5.2 **メーカー識別表示の計測**
メーカー識別表示は次のように分類することができる。
 - ・メーカー名。
 - ・メーカーロゴ。
 - ・メーカー名とメーカーロゴの組合せ。メーカー識別表示は次のようにして計測される。
規則的な形状 メーカー識別表示が長方形または正方形の場合、数学的に表面積を計算する。
不規則な形状 メーカー識別表示が不規則な形状の場合、そのメーカー識別表示全体を覆うことのできる長方形の面積をもってその大きさとする。
組合せの形状 メーカー識別表示がメーカー名とメーカーロゴを組み合わせたものの場合、そのメーカー識別表示全体を覆うことのできる長方形の面積をもってその大きさとする。
- 4.6 **スポンサーマークのルール**
- 4.6.1 **スポンサーマークの全般ルール**
ナショナルチームに提供される用具や物品のメーカー識別表示に関しては、当ルールの明細に従わなければならない。
素肌の上に直接スポンサーマークを付けることは認められない。
練習中並びに競技中はスポンサーマークを見せるためだけの物品や競技で使用しない物品はすべて許されない。
練習中並びに競技中に会場内では、当ルールの明細に違反するようなコマーシャルマークの付いた服を着た選手の写真等は宣伝広告に使うことはできない。
選手の使用する用品へのスポンサーマークの表示とそのサイズについては表1に定められ

ている。

4.6.2 **B i b (スタート) 番号**

選手の使用するB i b (スタート) 番号にはI S S F選手権大会のスポンサーの広告を全てに同様に入れることができる。スポンサーのためにB i b (スタート) 番号の内150cm²を超えないかまたは全体の25%以内の部分割り当てることができる。B i b (スタート) 番号には選手の苗字、名前のイニシャルおよび国名が表示されていなければならない。国名はI O Cの略称を用いなければならない。文字の大きさは少なくとも高さ20mm以上で可能な限り大きいものを使用すべきである。

ショットガン種目では選手の着用する上着の背面、肩の部分に選手の国名のI O C略号、苗字、名前のイニシャルを表示しなければならない。

4.7 **管理と処罰**

各国競技団体はI S S FとともにI S S F競技者資格ならびにスポンサーシップルールを遵守させる責任を負う。

競技ジュリーは、競技会場および練習会場において、選手の用具や衣服の広告表示に関するI S S Fルールを遵守させる責任を負う。

違反のある場合、ジュリーは口頭警告または文書による警告を出さなければならない。このルールに同意しない選手は競技の開始や継続を許されない。

このルールの違反に関する競技ジュリーによる裁定に対しては上訴することができる。上訴ジュリーによる裁定は最終のものである。

選手の承諾または了解を得ず、商品の広告、推薦、販売に関して、選手の名前、タイトル、個人写真を使用された場合、当該選手は“委任状”を所属国競技団体またはI S S Fに提出し、必要な場合、競技団体やI S S Fが疑義のある広告主に対し法的手段が執れるようにすることもできる。もし選手がそのような措置を執らない場合、I S S Fは選手が広告主に対し全面的な許可を与えているものとして判断する。

4.8 **認可**

この競技者資格ルールは2008年4月7日の北京(中国)、2012年11月12日のアカプルコ(メキシコ)、2013年11月24日のミュンヘン(ドイツ)および2016年3月1日のミュンヘン(ドイツ)におけるI S S F理事会に於いて、修正、承認されたものである。当ルールはI S S F競技者資格ルールの以前の版に替わり、2017年1月1日より有効となる。

次のルールはこれらI S S F競技者資格ルールの一部であり、I O Cのウェブサイトで見ることができる。

オリンピック憲章規則40—参加資格規程—規則40付属細則

オリンピック憲章規則41—競技者の国籍—規則41付属細則

オリンピック憲章規則50—広告、デモンストレーション、宣伝—規則50付属細則

表 1 : スポンサーマークの特別ルール

分類/用品			
用具		適用ルール	
4.6.1.1	銃	銃にはスポンサーマークを2個までつけることができる。同じ大きさ、同じ種類のマークを銃の両側に表示することができる。	
4.6.1.2	その他の用具	ライフルスリング、ニーリングロール、ライフルスタンド、スコープスタンド、監的スコープ、銃ケース、射撃バッグ、スーツケース、衣装鞆などについては、制限はない。	
服装		適用ルール	その他の制限
競技用の服装			
4.6.1.3	射撃用の上着 (射撃ジャケット、射撃ベスト、シャツ、スウェットトップなど)	前面：肩および中央領域（胴体の上部1/3および中央部1/3）、5個まで（3スポンサー、1ISSFエンブレム、1所属国競技団体エンブレム）。	左側の上部1個はISSFエンブレムが予約（左利き選手の場合は右側）。左側の中央部1個は各国競技団体のエンブレム、旗
4.6.1.4		背面：肩の領域（胴体の上部1/3）、スポンサーマークはつけられない。	選手の名前と国籍のIOC略号またはBib番号を表示。国旗を使う場合はIOC略号の左側（向かって左）に付ける。
4.6.1.5		背面：胴中央領域（胴体の中部1/3）、スポンサーマークはつけられない。	Bib番号のみを表示。
4.6.1.6		前面：尻の領域（胴体の下部1/3）、2個まで。	なし。
4.6.1.7		背面：尻の領域（胴体の下部1/3）、3個まで。	なし。
4.6.1.8		そで：1個まで。	メーカー識別表示は同じものが両そでに提示できる。
4.6.1.9	射撃ズボン、ズボン、半ズボン、スウェットパンツなど	ズボンの脚部：1個まで	メーカー識別表示は同じものが両脚に提示できる。
4.6.1.10	スカート	1個	なし。
正装ユニフォーム		適用ルール	
4.6.1.11	ドレスユニフォーム	公式ドレスユニフォームには各国競技団体が規定した	ドレスユニフォームとは、大会の全ての公式行事で選手

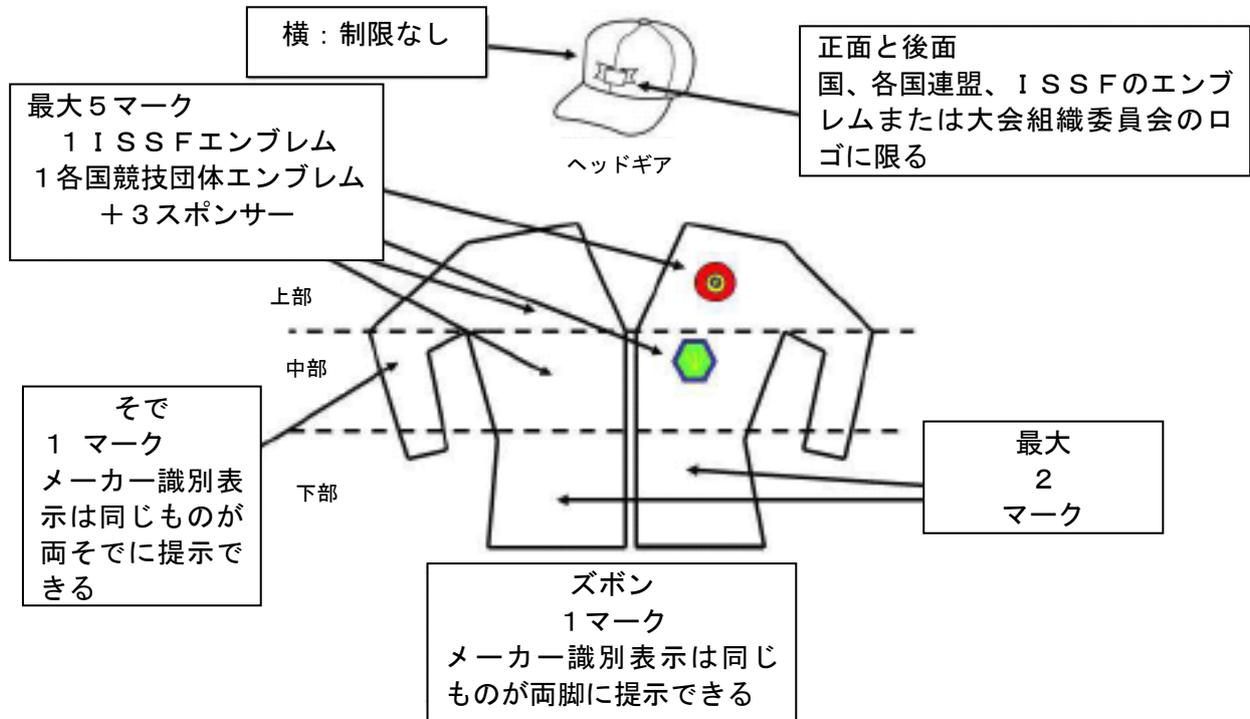
		スポンサー名または商標を5個までつけることができる。	やチームメンバーが着用する各国競技団体の名前や略号およびエンブレムのついた全ての衣服のことである。ドレスユニフォームにつけられた1個のメーカー識別表示はスポンサーマークとしては数えない。
	カジュアルな衣服	適用ルール	
4.6.1.12	カジュアルな衣服	制限なし。	選手が大会会場内で着用する、競技中の服装およびドレスユニフォームを除く、全ての衣服を含む。
	付帯物品	適用ルール	その他の制限
4.6.1.13	ベルト、タオル、ソックス、水筒、グローブ、眼鏡、射撃用眼鏡、サイドブラインダー、イヤーマフ、靴	制限なし。	なし。
4.6.1.14	ヘッドギア	前と後は国、各国競技団体、ISSFまたは大会組織委員会のエンブレムのみつけることができる。	なし。
4.6.1.15	フロント/リアサイトブラインダー	スポンサーマークは禁止。	

スポンサーマーク（全種目）

①

上着正面（右利き射手用）

大きさの制限はない



スポンサーマーク（クレー種目以外）

②

上着背面（右射手用）

大きさの制限はない

